

檜葉町子育て世帯に向けた移住促進事業（子育て世帯向け移住体験ツアー） 業務委託仕様書

1 目的

本町は、東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故により全町避難を経験し、現在も人口回復、とりわけ生産年齢人口の確保が大きな課題となっている。

持続可能な地域社会の構築に向けて、子育て世帯の移住・定住促進に取り組むなかで、子育て環境の実態が十分に伝わらないことによる不安や、移住後の生活とのギャップが課題となっており、特に、子育て世帯では、復興状況も含め「近くに親族がいない環境での子育て」に対する不安が大きく、移住を後押しするためには、この心理的ハードルの解消が重要である。

本業務は、福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備）を活用し、子育て世帯が、実際の子育て環境や日常生活を体験できる移住体験ツアーを通じてパンフレットやウェブサイトだけでは伝わらない「子育てのしやすさ」や「地域との関わり方」を直接肌で感じてもらい、この町で暮らすことに対する具体的な生活イメージの提供とすること子育て世帯の移住意思決定の初期段階において、本町との関係性を築くための入口と位置づけ、移住検討層の醸成を図ることを目的とする。

2 業務名称

檜葉町子育て世帯に向けた移住促進事業（子育て世帯向け移住体験ツアー）
業務委託

3 契約期間

契約締結日～令和9年3月31日

4 本業務の対象者

檜葉町への移住を検討している福島県外在住の未就学児のいる子育て世帯。
必ず親子で参加すること。

5 業務内容

（1）企画コンセプト提案

本業務の対象者をターゲットとした業務目的に沿った檜葉町子育て世帯に向けた移住促進事業（子育て世帯向け移住体験ツアー）業務委託（以下「ツアー」という。）の企画を提案すること。

(2) ツアー行程等

- ア 檜葉町を周遊すること。
- イ 町の子育て支援センターやこどもたちが利用する交流施設、生活関連施設等の見学を取り入れた内容とすること。
- ウ ツアー実施時期は、秋及び冬の土日祝日を原則とする。なお、催行日は、双方協議の上決定するものとする。
- エ 各ツアーとも1泊2日の行程とすること。
- オ 1ツアー当たりの参加者定員は10人程度とする。なお、各ツアーとも双方協議の上、最少催行人数を設けるものとする。
- カ ツアー中1回以上、地元の食材や特産品等に触れる機会（地元食材を使用した食事、各種体験等）を設けること。また、1ツアーで1回以上、日常生活に根差した施設（公園や食料品等を販売する商業施設、直売所等）を訪れることを原則とする。
- キ 各ツアーとも先輩移住者又は地元住民等（以下「先輩移住者等」という。）と交流する場（以下「交流会」という。）を設けること。
- ク ツアー行程及び交流会では、自治体、先輩移住者等及び参加者が交流しやすいような場を選択すること。
- ケ 先輩移住者等については、発注者と協議し、決定するものとする。
- コ 受注者は荒天等やむを得ない事情によりツアーの開催ができない、又はツアーの行程の一部を変更する必要があると判断した場合、直ちに発注者へ報告しなければならない。

(3) 参加者の募集等

- ア 各ツアーの実施に当たり、参加者の募集期間をそれぞれ1か月以上確保すること。
- イ SNS広告及びインターネット広告を用いた効果的なPRを各ツアー開催の1か月以上前から実施すること。これらのPRについては、移住・定住に興味がある子育て世帯をターゲットとして掲載することとし、掲載先は双方協議の上決定するものとする。
- ウ 参加者（参加希望者を含む。）の質疑等へ対応すること。
- エ 受注者は参加申込状況を随時発注者へ報告するものとする。

(4) 事業の効果測定

受注者はツアー開催ごとに参加者へアンケート調査を行い、その結果を取りまとめ遅滞なく発注者に報告すること。

6 ツアー参加費用等について

(1) 受注者はツアーの参加費用として、参加料として一人10,000円程度を徴収すること。ただし、家族が参加しやすいように年齢に応じて割引くなど、受注者は発注者と協議のうえ、設定すること。

(2) 出発点まで、終着点からの交通費は参加者の負担とする。

7 業務管理

- ① ツアーの企画・運営において、利用者、関係施設等からの問い合わせに対応できる体制をとること。
- ② 業務完了後、速やかにツアーの実施に係る調整先、その調整経過などをまとめるほか、ツアー等の内容、参加者数、広報に関するデータ、5(4)の効果測定等を記載した「業務実施状況報告書」(任意様式)を業務完了報告書に添付して提出すること。
- ③ 発注者は、実施報告書の提出を受けて、その内容を精査し、契約額の確定を行うこととする。
- ④ 業務完了報告書により、5(2)オに定める業務の実施数量を満たさないなど、成果が委託業務の内容に適合しないと認められるときは受注者に支払う委託費を減額するものとする。
- ⑤ 感染症や自然災害等、受注者の責によらない事由により業務を中止せざるを得ない場合、発注者は受注者と協議のうえ、それまでの業務に要した費用を支払う。
- ⑥ 受注者は、この業務に係る会計帳簿及び証拠書類等を整備し、委託業務終了年度の翌年度から起算して5年間保管するものとする。

8 その他

(1) 本業務の実施に当たっては関係法令を順守するとともに、本業務により得られた成果品については第三者の知的財産権を侵害することなく、適正に履行すること。第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときは、解決に要する費用を含め、受注者の責任において解決すること。

(2) 本業務による成果品の著作権は発注者に帰属するものとし、また、発注者は、本業務の成果品を自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。また、成果品について、その利用目的が当地域への移住・定住の推進に有益とされる場合は、発注者と協議の上、受注者も成果品を必要な範囲において利用することができるものとする。

（３）受注者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

（４）受注者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）に規定する個人情報取扱事業者の義務等に留意し、個人情報の漏えい防止等に万全を期すこと。

（５）本仕様書に記載されていない事案が発生した場合は、発注者及び受注者双方の協議の上決定する。

（６）ツアーの実施に伴い、他の支援制度（お試し移住制度など）との併用は可とする。

（７）ツアー後、発注者が参加者に対し移住に関する情報やヒアリングを行えるよう事前に参加者の同意を得ること。

（８）旅行業法等関連法を順守すること。

（９）受注者は適宜対面又はオンライン形式により発注者と打ち合わせを行うこと。